四日市市告示第２９６号

四日市市１か月児健康診査費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市１か月児健康診査費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市１か月児健康診査費用補助金交付要綱（令和４年四日市市告示第２４５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 （有効期限） ２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。	附　則 （有効期限） ２　この要綱は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

（こども未来部こども家庭センター）